

八代市工事入札参加者資格審査格付基準

(趣旨)

第1条 この基準は、八代市工事入札参加者資格審査格付要領（以下「格付要領」という。）第2条第2項に規定する格付の基準に関し必要な事項を定めるものとする。

(格付方法)

第2条 市長は、格付業種ごとに、八代市内に事務所を有する工事入札参加有資格者（以下「有資格者」という。）の客観的事項について算定した点数（以下「客観点」という。）及び主観的事項について算定した点数（以下「主観点」という。）の合計点に応じて格付を行うものとする。

(格付基準)

第3条 客観点は、建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の29第1項の規定に基づく経営事項審査の総合評定値に基づく点数とする。

2 主観点は、次の各号に掲げる項目の区分に応じ、当該各号に定める方法に基づき算出した点数の合計点とする。

(1) 工事成績 過去3年度（申請日の属する年度の前3年度から前年度までをいう。以下同じ。）において有資格者の施工した八代市発注の格付業種に係る工事について、次の表の左欄に掲げる平均工事成績評定点に応じ、同表の右欄に掲げる点数を付与する。

平均工事成績評定点	点 数
80点以上	70点
77点以上80点未満	50点
74点以上77点未満	30点
70点以上74点未満	10点

(2) 工事实績 過去3年度において有資格者の施工した八代市発注の格付業種に係る工事について、次の表の左欄に掲げる工事請負実績額に応じ、同表の右欄に掲げる点数を付与する。

ア 土木一式及び建築一式工事

工事請負実績額	点 数
1億円以上	50点
7千万円以上1億円未満	40点
3千万円以上7千万円未満	30点
1千万円以上3千万円未満	20点
1千万円未満	10点
実績なし	0点

イ 電気、管及び水道施設工事

工事請負実績額	点 数
5千万円以上	50点
3千万円以上5千万円未満	40点
1千万円以上3千万円未満	30点
5百万円以上1千万円未満	20点
5百万円未満	10点
実績なし	0点

- (3) 技術職員数 審査対象となる経営事項審査に関する総合評定値通知書における格付業種に係る1級相当技術者（建設業法第15条第2号イに該当する者）の数に応じ、1人当たり10点を付与する。ただし、上限を100点とする。
- (4) 粗雑工事 過去2年度（申請日の属する年度の前年度及び前々年度をいう。以下同じ。）において有資格者の施工した八代市発注の格付業種に係る工事について、その工事成績評定点で59点以下の工事がある場合は、1件当たり20点を減じる。
- (5) 災害協定団体加入状況 有資格者が災害時の応急対策活動に関する本市との協定を締結している団体へ加入している場合は、20点を付与する。
- (6) 指名停止 過去2年間に於いて有資格者が指名停止措置を講ぜられた場合は、停止日数の累計に応じて1日当たり1点を減じる。
- (7) ボランティア活動状況 過去2年間に於いて有資格者が八代市内の市有施設の美化活動、軽微な維持修繕等公共性又は公益性に資するボランティア活動（建設産業団体連合会加盟団体が主催して行った団体での活動のほか、企業単独で実施し、又は参加した活動を含む。）を実施した場合は、5点を付与する。
- (8) 八代市消防団入団状況又は八代市消防団協力事業所表示制度の登録状況 常勤の従業員又は役員が八代市消防団に入団している人数に応じ、1人当たり2点を付与（上限10点）し、さらに有資格者が、八代市消防団協力事業所表示制度実施要綱（平成21年八代市告示第35号）に基づく表示証の交付を受けている場合は、10点を付与する。
- (9) 障害者雇用状況 有資格者が障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第43条に規定する障害者雇用状況の報告義務があり、政令で定める障害者雇用率以上の障害者を雇用している場合又は同条の規定による障害者雇用状況の報告義務はないが、同法の基準に基づく障害者を1人以上雇用している場合は、10点を付与する。
- (10) ISO9001・14001の認証取得又はエコアクション21の認証取得 財団法人日本適合性認定協会に認定されている審査登録機関又は国際認定フォーラムにおける国際相互承認協定を締結している認定機関が認定した審査登録機関からISO9001又はISO14001認証を取得している場合は、それぞれ10点を付与し、さらにエコアクション21中央事務局からエコアクション21認証を取得している場合は、10点を付与する。
- (11) 熊本県SDGs登録状況及び八代市SDGsアクション宣言状況 熊本県SDGs登録事業者として登録証の交付を受け、かつ、八代市SDGsアクション宣言証の交付を受けている場合は、5点を付与する。
- (12) 若手技術者の雇用及び定着の状況 申請年の1月1日時点において、3年以上継続雇用されている30歳未満の技術者がある場合は、1人当たり3点を付与（上限15点）する。
- (13) 女性技術者の雇用及び定着の状況 申請年の1月1日時点において、3年以上継続雇用されている女性の技術者がある場合は、1人当たり3点を付与（上限15点）する。
- (14) 男女共同参画の推進状況 有資格者が定める労働基準法（昭和22年法律第49条）第89条第1項に基づく就業規則において、育児休業制度及び介護休業制度について定めがある場合は、5点を付与する。
- (15) 保護観察対象者雇用状況 有資格者が法務省の保護観察所に協力雇用主登録をしている場合は2点を付与し、さらに保護観察対象者を1人以上雇用している場合は10点を付与する。
- (16) 継続学習制度（CPD（S））の単位取得状況 過去2年間に建設系CPD協議会加盟団体又は建築CPD運営会議加盟団体における継続学習の単位取得数が20ユニット（単位）以上ある

者を直接雇用している場合は、5点を付与する。

(審査基準日)

第4条 審査は、原則として申請日を基準として行う。

(その他)

第5条 この基準に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、平成23年4月1日から施行する。

附 則 (平成24年11月12日市長決裁)

(施行期日)

1 この要領は、市長決裁の日から施行する。

(適用区分)

2 改正後の要領の規定は、平成25年4月1日以後の八代市競争入札参加有資格者名簿に登録される者から適用する。

附 則 (平成26年11月28日市長決裁)

(施行期日)

1 この基準は、市長決裁の日から施行する。

(適用区分)

2 改正後の八代市工事入札参加者資格審査格付基準の規定は、平成27年4月1日以後の八代市競争入札参加有資格者名簿に登録される者に適用する。

附 則 (令和2年11月19日市長決裁)

(施行期日)

1 この基準は、市長決裁の日から施行する。

(適用区分)

2 改正後の八代市工事入札参加者資格審査格付基準の規定は、令和3年4月1日以後の八代市競争入札参加有資格者名簿に登録される者に適用する。

附 則 (令和4年10月14日市長決裁)

(施行期日)

1 この基準は、市長決裁の日から施行する。

(適用区分)

2 改正後の八代市工事入札参加者資格審査格付基準の規定は、令和5年4月1日以後の八代市競争入札参加有資格者名簿に登録される者に適用する。

附 則 (令和6年10月1日市長決裁)

(施行期日)

1 この基準は、市長決裁の日から施行する。

(適用区分)

2 改正後の八代市工事入札参加者資格審査格付基準の規定は、令和7年4月1日以後の八代市競争入札参加有資格者名簿に登録される者に適用する。